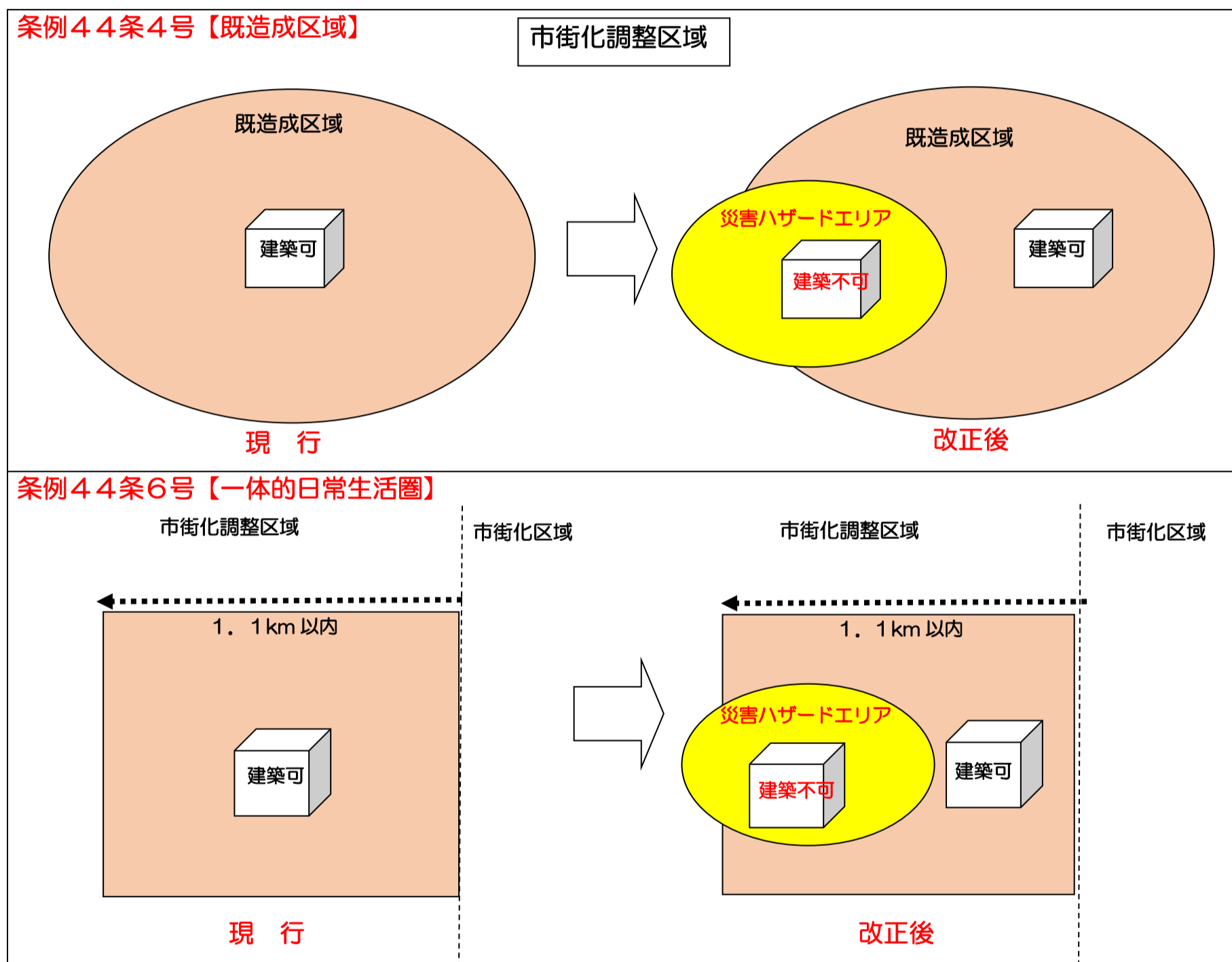


流山市開発事業の許可基準等に関する条例が改正されます！！（令和4年4月1日施行）

近年、全国各地にて頻発・激甚化する自然災害に対応するため、市街化調整区域内の災害ハザードエリアにおける開発行為等を抑制するよう、都市計画法令が令和2年に改正され、令和4年4月1日から施行されます。

市街化調整区域は、原則として建築物を建築できませんが、流山市開発事業の許可基準等に関する条例44条4号および6号で「例外的に建築物を建築できる区域」を定めており、この区域内に災害ハザードエリアを含まないように、上位法の改正に伴い、同条例の一部改正を行いました。



※ピンク：条例で定める例外的に建築物の建築を認める区域

※災害ハザードエリア

- ・土砂災害（特別）警戒区域（レッド・イエロー両方）
- ・洪水浸水想定区域（浸水想定深3メートル以上）ほか

【留意事項】

・今回の条例改正に伴う規制の対象は、条例44条4号および6号を許可要件として適用する
 場合です。既存適法建築物の建替え等、市街化調整区域で例外的に建築するための他の許可要件を満たせば、建築物を建築できる場合があります。

・なお、市街化調整区域で建築物が建築できるかの詳細については、個別に審査し判断することとなります。

・条例改正に係る詳細については、流山市まちづくり推進部宅地課（TEL：04-7150-6089）にお問い合わせください。